

◇次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」より

(※抜粋)

四 市町村行動計画及び都道府県行動計画の内容に関する事項

1 市町村行動計画

(1) 地域における子育ての支援

エ 子どもの健全育成

(イ) 放課後子ども総合プラン

仕事と子育ての両立を支援するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の遊び及び生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、全ての小学生が放課後等を安心かつ安全に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができるよう、「『日本再興戦略』改訂二〇一四」（平成二十六年六月二十四日閣議決定）に記載された「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童健全育成事業及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての子どもたちを対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子供教室」という。）を着実に推進することが重要である。その際、小学校の余裕教室等を活用し、これらの事業を可能な限り一体的に実施することが望ましい。

このため、市町村は、放課後児童健全育成事業の平成三十一年度に達成されるべき目標事業量（市町村子ども・子育て支援事業計画に定める放課後児童健全育成事業の平成三十一年度の量の見込み）並びに放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室を一体的に実施する平成三十一年度に達成されるべき目標事業量（箇所数）を設定するとともに、放課後子供教室の平成三十一年度までの整備計画や、放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の一体的な、又は連携した実施に関する具体的な方策、小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策、教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策等について検討し、市町村行動計画に盛り込むことが重要である。

なお、新たに放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室を実施する場合にあっては小学校の余裕教室等でこれらの事業を一体的に実施することを基本とすることにより、既に小学校の余裕教室等でこれらの事業を実施している場合にあっては放課後児童健全育成事業の対象となる小学生も放課後子供教室の活動に参加することが促進されるようプログラムを充実すること、これらの事業に従事する者等の連携を確保すること等により、これらの事業の一体的な実施を推進していくことが重要である。

また、放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、教育委員会と福祉部局が連携して小学校の余裕教室等を活用することを基本とし、既に放課後児童健全育成事業を実施している場合についてもニーズに応じて活用できるようにすることが望ましい。その上で、必要に応じ、希望する幼稚園などの地域の社会資源の活用を検討するとともに、その運営に当たっては、開所時間の延長に係る取組や高齢者等の地域の人材の活用等、地域の実情に応じた効果的・効率的な取組を推進することが重要である。